

逢瀬川（幕ノ内橋より下流）に係る水質環境基準の水域類型指定の見直し等について

1 逢瀬川（幕ノ内橋より下流）の水質環境基準の水域類型指定の見直しについて

当該流域の水質汚濁に係る環境基準の水域類型は、昭和51年福島県告示第354号により、D類型に指定した。

逢瀬川流域は、下水道や農業集落排水処理施設等の整備が進められるとともに、平成8年福島県告示第220号により、逢瀬川流域生活排水対策重点地域に指定され、生活排水に関する諸施策が実施されたことから、水質が改善してきている。

有機性汚濁の代表的指標である生物化学的酸素要求量（BOD）でみると、平成7年度よりD類型（BOD：8mg/l以下）の環境基準を達成し、平成12年度からは、さらに上位のC類型（BOD：5mg/l以下）の環境基準を継続的に達成しており、水質が大幅に改善されている。

水域類型は水域の利用目的などから決定されるが、本水域については利用目的は変わらないものの、現在の水質及び将来の水質予測においてC類型の環境基準を満足すること等を総合的に勘案し、BOD等の環境基準を次のとおりに見直すこととする。

水質汚濁に係る環境基準（BOD等）の水域類型指定（案）

水域の名称	範囲	水域 類型	達成 期間	環境基準点の名称	暫定目標
逢瀬川	幕ノ内橋より下流	<u>C</u>	イ	阿武隈川合流前	-

（注）1 下線部は従来との変更部分を示す。

2 水域類型の欄中は、昭和46年環境庁告示第59号（水質汚濁に係る環境基準について）別表2の1(1)のアに掲げる類型を示す。

3 達成期間の欄中の「イ」は、「直ちに達成」を示す。

2 逢瀬川（幕ノ内橋より下流）の水域類型指定見直しに伴う既存告示の廃止及び新規告示の制定に係る関係水域の取り扱いについて

当該流域の水域類型指定に係る告示（昭和51年福島県告示第354号）は、「環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令」（昭和46年政令第119号）を根拠として制定したものであるが、現在、当該政令は廃止されている。このため、当該水域類型を変更する場合は、既存の告示を廃止し、新たに環境基本法第16条第2項を根拠とした告示を行わなければならない。

既存の告示においては、逢瀬川（幕ノ内橋より下流）の水域以外に、20水域（河川：

18水域、湖沼：1水域、海域：1水域)について類型を指定していることから、既存の告示の廃止に伴い、これらの関係水域の類型指定についても廃止となる。

このことから、これらの関係水域に係る既存の告示の廃止、新規の告示の制定は、逢瀬川(幕の内橋より下流)と同時に行うこととする。

新規の告示において、これらの関係水域の水域類型は従来と同じとする。また、達成期間については、従来「ロ」(5年以内で可及的速やかに達成)であった3水域(大滝根川(谷田川を含む)、逢瀬川(馬場川合流点から幕ノ内橋まで)、広瀬川(館ノ腰橋より下流)については、現況において当該類型指定のBODを達成している状況にあることから、「イ」(直ちに達成)に変更するものとする。

水質汚濁に係る環境基準(BOD等)の水域類型指定(案)

水域の名称	範囲	水域類型	達成期間	環境基準点の名称	従来との変更事項
釈迦堂川	影沼橋より上流	A	イ	須賀川市水道取水地点	変更なし
釈迦堂川	影沼橋より下流	B	イ	阿武隈川合流前	変更なし
大滝根川	谷田川を含む	A	イ	阿武隈川合流前	達成期間を「ロ」から「イ」に変更
逢瀬川	馬場川合流点より上流	A	イ	馬場川合流点上流	変更なし
逢瀬川	馬場川合流点から幕ノ内橋まで	B	イ	幕ノ内橋上流	達成期間を「ロ」から「イ」に変更
五百川	-	A	イ	阿武隈川合流前	変更なし
荒川	日ノ倉橋より上流(pHを除く。)	A	イ	日ノ倉橋上流	変更なし
荒川	日ノ倉橋より下流(pHを除く。)	B	イ	阿武隈川合流前	変更なし
松川	(pHを除く。)	A	イ	阿武隈川合流前	変更なし
摺上川	-	A	イ	阿武隈川合流前	変更なし
広瀬川	館ノ腰橋より上流および小国川	A	イ	館ノ腰橋(広瀬川)広瀬川合流前(小国川)	変更なし
広瀬川	館ノ腰橋より下流	B	イ	阿武隈川合流前	達成期間を「ロ」から「イ」

					に変更
真野川	桜田橋より上流	A	イ	落合橋	変更なし
真野川	桜田橋より下流	B	イ	真島橋	変更なし
大久川	大久川および小久川	A	イ	蔭磯橋	変更なし
仁井田川	-	A	イ	松葉橋	変更なし
好間川	町田橋より上流	A	イ	岩穴つり橋	変更なし
好間川	町田橋より下流	B	イ	夏井川合流前 (愛宕橋)	変更なし
奥只見貯水池	福島県に属する水域に限る。	A	イ	湖心	変更なし
相馬港及び相馬地先海域	-	A	イ	南防波堤屈曲部 西約 200m付近 (相馬港)	変更なし
				地蔵川沖 約 2500m付近	

- (注) 1 水域類型の欄中は、河川については昭和46年環境庁告示第59号(水質汚濁に係る環境基準について)別表2の1(1)のア、湖沼については同告示別表2の2(2)のア、海域については同告示別表2の2のアに掲げる類型を示す。
- 2 達成期間の「イ」は「直ちに達成」、「ロ」は「5年以内で可及的速やかに達成」を示す。

東山ダム貯水池等に係る水質環境基準暫定目標の見直しについて（案）

1 東山ダム貯水池に係る水質環境基準暫定目標の見直しについて

当該流域の水質汚濁に係る環境基準の水域類型は、平成13年福島県告示第306号により、化学的酸素要求量（COD）等に係る水域類型、全磷に係る水域類型について指定した。このうち、全磷については 類型（0.01mg/l 以下）に指定したが、当時の現況及び将来の水質の予測結果から平成17年度までの暫定目標として全磷 0.014mg/l を設定したところである。

当該暫定目標の期限が平成17年度となっていることから、現在及び将来の水質の状況、当該水域の利水状況等を総合的に勘案し、暫定目標を次のとおりに見直すこととする。

水質汚濁に係る環境基準（全磷）の水域類型指定（案）

水域の名称	範囲	水域 類型	達成 期間	環境基準点の名称	暫定目標
東山ダム 貯水池	全 域		二	東山ダムサイト 北緯 37° 27' 36" 東経 139° 57' 52"	平成 22 年度 全磷（表層） 0.014mg/l

（注）1 下線部は従来との変更部分を示す。

2 水域類型の欄中の「 」は、昭和46年環境庁告示第59号（水質汚濁に係る環境基準について）別表2の1(2)のイに掲げる類型を示す。

3 達成期間の欄中の「二」は、「段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に」を示す。

2 千五沢ダム貯水池に係る水質環境基準暫定目標の見直しについて

当該流域の水質汚濁に係る環境基準の水域類型は、平成13年福島県告示第306号により、COD等に係る水域類型、全窒素及び全磷に係る水域類型について指定した。このうち、COD等についてはA類型（COD3mg/l 以下）、全窒素及び全磷については 類型（全窒素 0.2mg/l 以下、全磷 0.01mg/l 以下）に指定したが、当時の現況及び将来の水質の予測結果から平成17年度までの暫定目標として、COD 5.0mg/l、全窒素 1.0mg/l、全磷 0.052mg/l を設定したところである。

当該暫定目標の期限が平成17年度となっていることから、現在及び将来の水質の状況、当該水域の利水状況等を総合的に勘案し、暫定目標を次のとおりに見直すこととする。

水質汚濁に係る環境基準の水域類型指定（案）

ア COD等

水域の名称	範 囲	水域 類型	達成 期間	環境基準点の名称	暫定目標
千五沢ダム 貯水池	全 域	A	二	千五沢ダムサイト 北緯 37° 12' 16" 東経 140° 28' 58"	<u>平成 22 年度</u> C O D 5.0 mg/l

- (注) 1 下線部は従来との変更部分を示す。
 2 水域類型の欄中の「A」は、昭和46年環境庁告示第59号（水質汚濁に係る環境基準について）別表2の1(2)のAに掲げる類型を示す。
 3 達成期間の欄中の「二」は、「段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に」を示す。

イ 全窒素

水域の名称	範 囲	水域 類型	達成 期間	環境基準点の名称	暫定目標
千五沢ダム 貯水池	全 域		二	千五沢ダムサイト 北緯 37° 12' 16" 東経 140° 28' 58"	<u>平成 22 年度</u> 全窒素 1.0mg/l

- (注) 1 下線部は従来との変更部分を示す。
 2 水域類型の欄中の「A」は、昭和46年環境庁告示第59号（水質汚濁に係る環境基準について）別表2の1(2)のイに掲げる類型を示す。
 3 達成期間の欄中の「二」は、「段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に」を示す。

ウ 全磷

水域の名称	範 囲	水域 類型	達成 期間	環境基準点の名称	暫定目標
千五沢ダム 貯水池	全 域		二	千五沢ダムサイト 北緯 37° 12' 16" 東経 140° 28' 58"	<u>平成 22 年度</u> 全磷 0.052mg/l

- (注) 1 下線部は従来との変更部分を示す。
 2 水域類型の欄中の「A」は、昭和46年環境庁告示第59号（水質汚濁に係る環境基準について）別表2の1(2)のイに掲げる類型を示す。
 3 達成期間の欄中の「二」は、「段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に」を示す。

3 小名浜港に係る水質環境基準暫定目標の見直しについて

当該流域の全窒素及び全磷に係る環境基準の水域類型は、平成10年福島県告示第224号により、Ⅱ類型（全窒素0.6mg/l以下、全磷0.05mg/l以下）に指定した。

このうち、全窒素については、当時の現況及び将来の水質の予測結果から平成12年度までの暫定目標として1.0mg/l、さらに平成12年度の見直しで平成17年度までの暫定目標を0.8mg/lに設定したところである。

当該暫定目標の期限が平成17年度となっていることから、現在及び将来の水質の状況、当該水域の利水状況等を総合的に勘案し、暫定目標を次のとおりに見直すこととする。

水質汚濁に係る環境基準（全窒素）の水域類型指定（案）

水域の名称	範囲	水域類型	達成期間	環境基準点の名称	暫定目標
小名浜港	小名浜港三崎防波堤、同防波堤西端と三崎波除堤南端を結んだ線、同波除堤、第一西防波堤、同防波堤と第二西防波堤の東側延長線との交点と同防波堤東端を結んだ線、同防波堤、同防波堤と大剣防波堤の南側延長線との交点と同防波堤南端を結んだ線、同防波堤及び最大高潮時海岸線によって囲まれた海域		二	四号埠頭先 北緯 36° 55' 58" 東経 140° 53' 32"	平成22年度 全窒素(表層) <u>0.7mg/l</u>

(注) 1 下線部は従来との変更部分を示す。

2 水域類型の欄中の「Ⅱ」は、昭和46年環境庁告示第59号（水質汚濁に係る環境基準について）別表2の2のイに掲げる類型を示す。

3 達成期間の欄中の「二」は、「段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に」を示す。